

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年9月29日 10時15分ごろ
発生場所	石川県加賀市片山津海岸北方沖 橋立港沖の島防波堤西灯台から真方位069° 2.3海里付近 (概位 北緯36° 22.4′ 東経136° 21.5′)
事故の概要	漁船玄海丸は、揚網作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和5年10月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 玄海丸、1.75トン
船舶番号、船舶所有者等	IK3-13050（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船首を南西方に向けて機関を中立とし、海岸から約20m北方沖に仕掛けた刺し網を船首部の揚網機で揚収していた。</p> <p>前部甲板で揚網作業を行っていた船長は、網部分の揚収が終わり、揚網機を止めに船首部へ向かおうとしたところ、網の先に繫いでいた錨が、ふだんより早く揚収されて揚網機の架台に引っ掛かったので、揚網機が故障するといけないと思い早く止めようとして、揚網中に50cm以上の高さに積み上がった濡れた網の上を急いで歩いた際、足を滑らせて転倒して船縁で体を打った。</p> <p>船長は、痛みですぐに立ち上がることができず、しばらくして立ち上がり揚網機及び機関を停止した直後、北西の風に圧流されていた本船が海岸に座洲したことに気付いた。</p> <p>本船が座洲した海岸付近にいた釣り人は、船長の負傷に気付いて119番通報し、船長は、救急車で病院に搬送され、右肋骨骨折と診断された。</p> <p>船長は、刺し網の錨が、網の先の網に絡まるなどして、ふだんよりも早く揚収されたのではないかと本事故後に思った。また、ふだんから操業中に積み上がった濡れた網の上を歩いていたが転倒したことはなく、本事故発生時は急いでいたので転倒したと思った。</p>
分析	本船は、揚網作業中、船長が、積み上がった濡れた網の上を急いで歩いて足を滑らせたことから、転倒して船縁で体を打って負傷したも

	<p>のと考えられる。</p> <p>船長は、刺し網の錨が、網の先の網に絡まるなどして、ふだんよりも早く揚収されて揚網機の架台に引っ掛かったことから、早く揚網機を止めようと思い、積み上がった濡れた網の上を急いで歩いたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、揚網作業中、船長が、積み上がった濡れた網の上を急いで歩いて足を滑らせたため、転倒して船縁で体を打ったことにより発生したのと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の乗組員は、操業中、積み上がった網の上を歩かないよう甲板上に移動スペースを確保することが望ましい。 ・ 漁船の乗組員は、操業中、積み上がった網の上をやむを得ず歩く場合には、転倒しないよう十分に注意すること。